

感染状況・医療提供体制の分析（6月16日時点）

区分	モニタリング項目 ※①～⑤は7日間移動平均で算出	前回の数値 (6月9日公表時点)	現在の数値 (6月16日公表時点)	前回との比較	(参考) これまでの 最大値※6	項目ごとの分析※4	
感染状況	①新規陽性者数※5 (うち65歳以上)	389.4人 (30.7人)	376.3人 (26.3人)	→	1,815.9人 (2021/1/11)	総括 コメント	感染の再拡大の危険性が 高いと思われる
	②#71119（東京消防庁救急 相談センター）※1における 発熱等相談件数	57.0件	64.9件	↗	117.1件 (2020/4/5)	新規陽性者数は下げ止まっている。 新規陽性者数の増加比が、今後 100%を超えることが強く懸念され る。 これまで以上に人流増加の抑制、基 本的な感染防止対策を徹底し、感染 の再拡大を防止しなければならない。 個別のコメントは別紙参照	
	③新規陽性者 における接触 歴等不明者※5	238.1人	238.6人	→	1,192.4人 (2021/1/11)		
	数 増加比 ※2	83.1%	100.2%	→	281.7% (2020/4/9)		
医療提供体制	④検査の陽性率（PCR・ 抗原）（検査人数）	4.3% (6,850人)	4.1% (6,646人)	→	31.7% (2020/4/11)	総括 コメント	通常の医療が大きく制限さ れていると思われる
	⑤救急医療の東京ルー ル※3の適用件数	46.7件	39.1件	↘	131.7件 (2021/1/15)	医療機関は、依然として新型コロナ ウイルス感染症への対応に追われて おり、負担が長期化している。 重症患者数は減少しているが、新た な発生も続いている。再び増加に転 じれば、医療提供体制の逼迫を招く。 個別のコメントは別紙参照	
	⑥入院患者数 (病床数)	1,626人 (5,594床)	1,346人 (5,594床)	↘	3,427人 (2021/1/12)		
	⑦重症患者数 人工呼吸器管理（ECMO含む）が 必要な患者（病床数）	57人 (373床)	45人 (373床)	↘	160人 (2021/1/20)		

- ※1 「#71119」…急病やけがの際に、緊急受診の必要性や診察可能な医療機関をアドバイスする電話相談窓口
 ※2 新規陽性者における接触歴等不明者の増加比は、絶対値で評価
 ※3 「救急医療の東京ルール」…救急隊による5医療機関への受入要請又は選定開始から20分以上経過しても搬送先が決定しない事案
 ※4 分析にあたっては、上記項目以外にも新規陽性者の年齢別発生状況などの患者動向や病床別入院患者数等も参照
 ※5 都外居住者が自己採取し郵送した検体による新規陽性者分を除く。
 ※6 前回の数値以前までの最大値

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

令和3年6月18日
東京都

1. 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

(1) 区 域

23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町

(2) 期 間

令和3年6月21日（月曜日）0時から7月11日（日曜日）24時まで

(3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下の要請を実施

①都民向け

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請
- ・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと 等

②事業者向け

- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請

●日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

●不要不急の都道府県間の移動の自粛 (法第24条第9項)

●混雑している場所や時間を避けて行動すること (法第24条第9項)

●感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること (法第24条第9項)

●飲食店等で飲酒する場合は、同一グループ2人以内で、90分以内とすること

(法第24条第9項)

●措置区域において、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと (法第31条の6第2項)

●路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛

(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等①

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
飲食店 (第14号)	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店、バー(接待や遊興を伴わないもの)等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)	●営業時間の短縮(5時～20時)を要請(法第31条の6第1項) ●入場をする者等に対する酒類提供の停止を要請(法第31条の6第1項) - 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請(法第31条の6第1項) ・ただし、国の定める「基本4項目」(※1)を遵守している店舗(※2)について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする ①同一グループの入店: 2人以内 ②酒類提供の時間: 11時から19時までの間 ③利用者の滞在時間: 90分以内 ※1 ・アクリル板等(パーティション)の設置又は座席の間隔の確保 ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 ※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーの登録、研修の修了、所定のチェックリストにチェックをしている店舗	●営業時間の短縮(5時～21時)を要請(法第24条第9項) ●同 左(法第24条第9項) - 同 左(法第24条第9項) ・ただし、国の定める「基本4項目」(※1)を遵守している店舗(※2)について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする ①同一グループの入店: 2人以内 ②酒類提供の時間: 11時から20時までの間 ③利用者の滞在時間: 90分以内 ※1 ・アクリル板等(パーティション)の設置又は座席の間隔の確保 ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 ※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーの登録、研修の修了、所定のチェックリストにチェックをしている店舗
遊興施設等 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー(接待や遊興を伴うもの)、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	・なお、感染状況が悪化し、ステージⅣ相当の状況が視野に入った場合、専門家の意見を聴取した上で、直ちに酒類提供・持込の全面停止を要請 ・一方、感染状況が改善し、ステージⅡ相当の状況が視野に入った場合、ワクチン接種の進捗状況や専門家の意見も踏まえ、徹底点検済店舗に限り、上記の条件を緩和	・なお、感染状況が悪化し、ステージⅣ相当の状況が視野に入った場合、専門家の意見を聴取した上で、直ちに酒類提供・持込の全面停止を要請 ・一方、感染状況が改善し、ステージⅡ相当の状況が視野に入った場合、ワクチン接種の進捗状況や専門家の意見も踏まえ、徹底点検済店舗に限り、上記の条件を緩和
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場 ※結婚式をホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も同様	・なお、感染状況が悪化し、ステージⅣ相当の状況が視野に入った場合、専門家の意見を聴取した上で、直ちに酒類提供・持込の全面停止を要請 ・一方、感染状況が改善し、ステージⅡ相当の状況が視野に入った場合、ワクチン接種の進捗状況や専門家の意見も踏まえ、徹底点検済店舗に限り、上記の条件を緩和	・なお、感染状況が悪化し、ステージⅣ相当の状況が視野に入った場合、専門家の意見を聴取した上で、直ちに酒類提供・持込の全面停止を要請 ・一方、感染状況が改善し、ステージⅡ相当の状況が視野に入った場合、ワクチン接種の進捗状況や専門家の意見も踏まえ、徹底点検済店舗に限り、上記の条件を緩和

(次頁につづく)

(次頁につづく)

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等②

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
飲食店 (第14号)	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店、 バー(接待や遊興を伴わないもの) 等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)	●カラオケ設備の利用自粛を要請 (飲食を主として業とする店舗で、カラオケ 設備を提供している場合のみ) (法第31条の6第1項) ●特措法施行令第5条の5に規定される各措置 の実施を要請 (法第31条の6第1項) ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)	●同 左 (法第24条第9項) ●同 左 (法第24条第9項)
遊 興 施設等 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、 ダンスホール、スナック、 バー(接待や遊興を伴うもの)、 パブ等のうち、食品衛生法上 における飲食店営業許可を受けて いる施設		
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営 業許可を受けている結婚式場 ※結婚式をホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限 る)で行う場合も同様	●業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策 の徹底を要請 (法第24条第9項)	●同 左 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(2) イベント関連施設等への要請等

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、 プラネタリウム、演芸場 等	●規模要件等に沿った施設の使用を要請 (「3(6) イベントの開催制限」参照) (法第24条第9項) ●営業時間短縮を要請 (法第24条第9項) ○イベント開催の場合 営業時間短縮(5時～21時)を要請 ○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時～20時)を要請 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時～20時)の協力を依頼 ○映画館 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時～21時)を要請 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時～21時)の協力を依頼	●同 左 (協力依頼) ●営業時間短縮の協力依頼 ○イベント開催の場合 営業時間短縮(5時～21時)の協力を依頼 ○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時～21時)の協力を依頼 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時～21時)の協力を依頼 ○映画館 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時～21時)の協力を依頼 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時～21時)の協力を依頼
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂 等		
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール 等	●特措法施行令第5条の5に規定される各措置 の実施を要請 (法第24条第9項) ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場 ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)	●同 左 (協力依頼)
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請 (法第24条第9項) ●利用者による施設内への酒類の持込を 認めないことを要請 (法第24条第9項) ●業種別ガイドラインの遵守 (法第24条第9項)	●同 左 (協力依頼) ●同 左 (協力依頼) ●同 左 (法第24条第9項)

(3) イベントを開催する場合がある施設への要請

3. 事業者向けの要請等

(4) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請等

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	●営業時間の短縮 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時～20時)を要請 (生活必需物資を除く。)(法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時～20時)の協力を依頼 (生活必需物資を除く。)	●営業時間の短縮 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時～21時)の協力を依頼 (生活必需物資を除く。) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時～21時)の協力を依頼 (生活必需物資を除く。)
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請(法第24条第9項) ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場 ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)	●同 左(協力依頼)
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請 (法第24条第9項)	●同 左(協力依頼)
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請(法第24条第9項) ●業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)	●同 左(協力依頼) ●同 左(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(5) その他の施設

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業も活用した、学修者本位の効果的な授業の実施等	
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等		
大学等 (第3号)	大学等		
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと	
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施について、協力を依頼	
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと	
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、 貸衣装屋、クリーニング店 等		
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼	

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(6) イベントの開催制限（都内全域）

- イベント主催者等に対して、規模要件等（人数上限・収容率）に沿ったイベントの開催を要請（法第24条第9項）

	施設の収容定員		
	5,000人以下	5000人超～10,000人	10,000人超
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可	
大声あり	収容定員の半分まで可		5,000人まで可

〈大声なし〉クラシック音楽、演劇等 〈大声あり〉ロックコンサート、スポーツイベント等

- 営業時間短縮の要請（営業時間は5時から21時まで）（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請（法第24条第9項）
- 接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅を要請（法第24条第9項）

点検済み店舗に対する施策

「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクト
都の要請にご協力いただいた「点検済み店」を対象に

✓ ワクチン接種

- ・ 名簿管理のできる「点検済み店」のコロナ対策リーダーを対象に順次実施
- ・ 都の大規模接種会場の展開にあわせて、従業員の方々へ広く接種

✓ 酒類提供の条件

- ・ ステージⅡ相当の状況が視野に入った場合、ワクチン接種の状況や専門家の意見も踏まえた上で緩和

積極的なお申込みを

電話：0120-313-213

Web：コロナ対策リーダーにメール等で案内



飲食店等に対する協力金

まん延防止等重点措置に伴う営業時間短縮の要請に、全面的にご協力頂いた飲食店等に対し、事業規模に応じた協力金を支給

○ 対象期間 令和3年6月21日(月)～7月11日(日)【21日間】

○ 支給額 一店舗当たり 中小企業等：52.5万円～420万円
(予定) 大企業：上限420万円

※詳細は追って公表

大規模施設の営業時間短縮への協力金

○営業時間短縮要請の対象となる**大規模な集客施設**・当該施設に入居する**テナント**が要請に全期間、全面的に応じて頂いた場合、**協力金**を支給

- ・ **大規模施設（1,000㎡超）** 1,000㎡あたり
20万円/日×営業時間短縮割合
- ・ **当該施設内のテナント** 100㎡あたり
2万円/日×営業時間短縮割合

※詳細は追って公表

売上が減少した中小企業等への支援

都内中小企業等を対象にした**都独自の月次支援給付金**を
7月分まで延長する方向で検討

【新たな仕組み】対象：酒類販売事業者

- **売上が70%以上減少した場合、上乗せ支給額を引き上げ**
(月額 20万円⇒40万円) ※法人の場合
- **4月分から遡及**

テレワーク・マスター企業支援奨励金

○「週3日・社員※¹の7割以上」、テレワークを実施した
中小企業に、最大80万円の奨励金※²を支給

⇒「3か月コース」に加え、
新たに「1か月コース」と「2か月コース」を創設

※1 現場での作業のある方を除いて、テレワークが仕事になじむ社員

※2 通信費や機器・ソフト利用料などの運営経費が対象

都庁南展望室ワクチン接種センターの開設

【接種開始予定日】令和3年6月25日（金）

【接種対象者】柔道整復師、獣医師、鍼灸師、
あん摩マッサージ指圧師、
2020大会関係者、
コロナ対策リーダー

【目標接種規模】一日1,500人程度

【運用予定時間】9時30分から17時30分まで

学校の対応

○ 小中学校や高校

- ・ 学校での感染防止対策の一層の徹底と保護者の協力をお願い
- ・ デジタル機器の積極的な活用による学びの保障

まん延防止等重点措置の適用に係る補正予算（専決処分）

感染拡大防止協力金の支給などの対策を迅速に実施するため、補正予算を編成

予 算 規 模 2,467 億円

新型コロナウイルス 人口10万対感染者数（週ごと）

	5/18～24	5/25～31	6/1～7	6/8～14	6/15～18
東京都	31.19	26.88	20.71	19.24	12.59
市部	19.07	16.11	10.91	10.36	
立川	22.75	22.21	15.17	13.54	7.58
昭島	7.93	10.57	10.57	7.05	7.05
国分寺	29.17	21.28	13.40	9.46	3.15
東大和	21.10	11.72	5.86	9.38	1.17
武蔵村山	19.44	8.33	4.17	4.17	4.17
国立市	11.76	15.68	14.37	15.68	5.23

人口…都総数、市部総数は東京都の統計～住民基本台帳による東京都の世帯と人口（町丁別・年齢別）令和3年1月1日

国立市市民課 令和3年6月1日

感染者数…東京都新型コロナウイルス対策本部報より公表日時点（区市町村別は都全体公表翌日の総括による）

人口10万人に対する感染者数の推移（週ごと）

